

# ※※お年寄りの医療制度が変わります※※

## ～後期高齢者医療制度がスタート～

(全道180市町村による広域連合)

75歳以上の方は現在、国民健康保険や被用者保険などの医療保険制度に加入しながら、老人保健制度で医療を受けていますが、平成20年4月からはそれらを脱退し、新しく創設される「後期高齢者医療制度」に移ることとなります。

### 新しい制度の目的はなに？

老人医療費を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、高齢化社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度を創設するものです。これまでの老人保健制度に替わり、新しく創設される後期高齢者医療制度は、全国の都道府県単位の広域連合が運営し、平成20年4月から運営が始まります。

### 対象者（被保険者）はだれ？

75歳以上の方      一定の障がいのある65歳以上75歳未満の方

### 制度を運営するのはどこ？

制度は、道内全180市町村が加入する「北海道後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、各市町村は保険料徴収や窓口業務（申請・届出の受付等）を行います。それぞれの主な業務は次のとおりです。

北海道後期高齢者医療広域連合	各市町村
被保険者の資格管理 被保険者証等の発行 保険料の決定・賦課 医療給付に関する審査・支払い	資格管理に関する申請・届出の受付 被保険者証等の引き渡し 保険料の徴収 医療給付に関する申請・届出の受付

### 保険料はどうなるの？

個人ごとに算定された保険料を被保険者一人ひとりが支払うこととなり、原則として年金から天引きされます（所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて保険料が軽減されます）。また、健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方も保険料を負担することになります（2年間軽減される経過措置があります）。

保険料率は、平成19年11月に開催予定の「北海道後期高齢者医療広域連合議会」で保険料条例を制定し、決定することになっています。

### 医療機関の窓口での自己負担はどうなるの？

現行の老人保健制度と同様に、1割負担（ただし現役並み所得者は3割負担）となります。

### 【問い合わせ先】

北海道後期高齢者医療広域連合事務局

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

T E L : 011-290-5601      F A X : 011-210-5022

電子メールアドレス : webmaster@iryokouiki-hokkaido.jp

ホームページURL : <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>

積丹町住民福祉課      T E L : 44-2111